

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会
評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成 29 年 3 月 14 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款（平成 29 年 4 月 1 日）第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員とは理事、監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬の支給)

第 3 条 役員等に対する報酬の支給については次のとおりとする。

- (1) 会長については、1 月、50,000 円を支給する。
- (2) その他の役員等については、報酬を支給しないこととする。

(費用弁償の支給)

第 4 条 前条の規定に掲げるその他の役員等（会長を除く）の費用弁償の額は 1 回あたり、2,000 円とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 会長に対する報酬の支給時期は、次の時期とする。

- (1) 報酬については、翌月の 1 日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、翌日とする。
 - (2) 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
 - (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
- 2 役員等に対する費用弁償は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(旅費)

第 6 条 役員等が出張する場合の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて、会長がその都度支給する。

(公表)

第 7 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月23日から施行する。